

神崎市告示第 130 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和 7 年 5 月 16 日から 2 週間、神崎市建設部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 16 日

公共下水道管理者

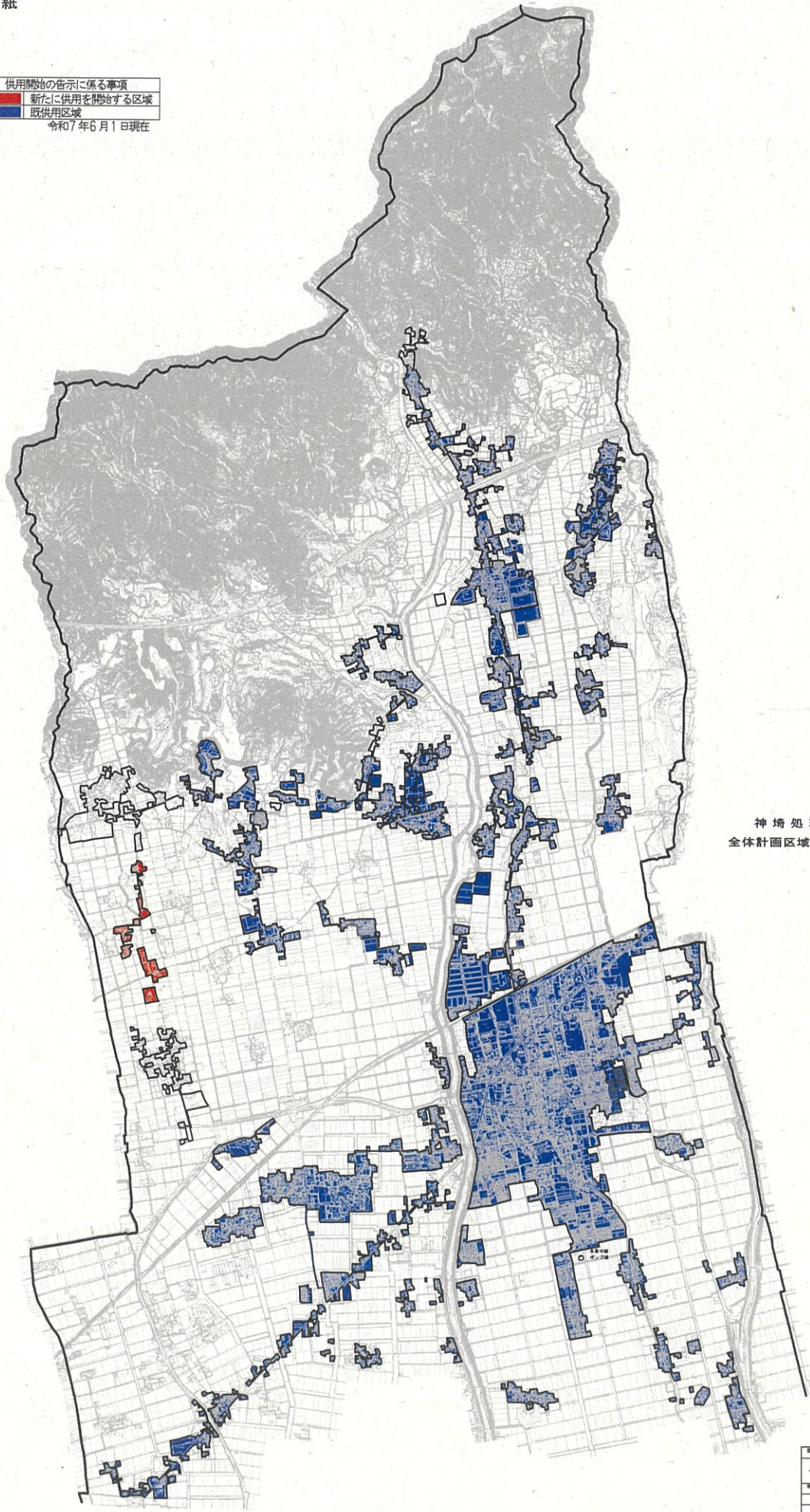
神崎市長 實松 尊徳

記

- 1 新たに公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和 7 年 6 月 1 日
- 2 新たに公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
神崎市神崎町尾崎字塚原、小林、祇園原、井手、須原 地内
各字の一部
- 3 新たに供用を開始する排水施設の位置
別紙図面のとおり
- 4 下水を処理する施設の位置及び名称
神崎市神崎町永歌字大一本松 806 番 1
神崎浄化センター
- 5 新たに供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式

供用開始の告示に係る事項	
■	新たに供用を開始する区域
■	既供用区域

令和7年6月1日現在



神埼処理区
全体計画区域 約496ha

図 名	名 称
1	神埼市公共下水道事業 事業計画
1	下水道計画一般計画図(1/500)
縮 尺	1/10,000
縮 尺	縮 尺

1:10,000